

2019年度

科学技術イノベーションによる地域社会課題解決

(DESIGN-i)

公募要領

- ・本事業は、通称「INSPIRE」と呼ばれておりましたが、今後は、「DEaling with Social Issues in ReGioNs through Science and Technology Innovation」より、「DESIGN-i」となります。
- ・本公募要領は、本プロジェクトへ公募申請するための基本的事項を記載していますが、本プロジェクトの趣旨等を関係者の皆様と十分に共有する観点から、下記 URL に関連資料を公開しております。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/design-i/index.htm

2019年4月

文部科学省

目次

I. はじめに.....	- 1 -
II. 申請主体等.....	- 2 -
III. 支援対象内容.....	- 3 -
IV. 申請内容及び提出書類.....	- 7 -
V. 支援期間.....	- 8 -
VI. 公募期間等スケジュール.....	- 8 -
VII. 審査方法・審査の観点.....	- 8 -
VIII. 補助内容・地域負担.....	- 10 -
IX. 評価.....	- 13 -
X. 申請方法.....	- 14 -
XI. 補助金交付等の手続きについて.....	- 14 -
XII. 問い合わせ先.....	- 14 -

I. はじめに

文部科学省の地域科学技術振興施策を振り返ると、地域の研究開発のための産学官連携・交流促進、コーディネータの育成・活用などが定められた第1期科学技術基本計画に始まります。続く第2期科学技術基本計画の時代には、地域のポテンシャルを掘り起こし、産学官連携による研究開発を促進する取組が推進され、第3期科学技術基本計画以降は、その研究開発の成果を地域社会に生かしていくイノベーションの創出に注力されてきました。

また、政府全体の動きとして、平成26年11月には、地方において深刻な人口急減・超高齢化を克服するとともに、地方の経済・雇用を活性化していくためにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が施行され、地方創生の取組が開始されました。

こうした状況を受けて、平成28年度に策定された第5期科学技術基本計画では、地方創生に資するイノベーション・システムの構築が掲げられ、地域からグローバル展開を前提とした社会的インパクトの大きい事業化の成功モデルを創出していく取組が推進され、現在に至っています。

そうした中、平成31年2月、科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 地域科学技術イノベーション推進委員会において、第6期科学技術基本計画（2021～2025年度）の策定を見据え、「地域科学技術イノベーションの新たな推進方策について～地方創生に不可欠な「起爆剤」としての科学技術イノベーション～」最終報告書（以下、「最終報告書」という。）がとりまとめられました。その中では、「将来目指すべき地域社会像の実現に向けてイノベーション活動を通じて創造的に課題解決を試行し、社会的価値の創出に資する成功事例を積み上げていくニーズプル型の振興策を展開することが必要である。」といった内容が報告され、文部科学省としては、従来のシーズプッシュ型のイノベーション支援に加えて、ニーズを起点とした共有目標（ビジョン）の実現に向けて社会的価値の最大化を目指すニーズプル型の振興策が今後重要となっていくと考えています。

また、最終報告書の中では、「価値の創造が一過性のものとならないよう、エコシステムを地域に根付かせる」ことの重要性を謳うとともに、地域が目指すべき将来像を共有した多様なステークホルダーが、所属する地域の境界や組織・体制を越えて、機動的な連携を可能とする実動コミュニティ（=ABC^{*1}）を構築することがエコシステム形成の鍵として位置付けられています。

これらを踏まえ、多様なステークホルダーが目指すべき将来像を共有し、その実現に向けた活動を「自分事」として捉えることのできる仕組みづくりと、活動の中で生まれる課題と科学技術を掛け合わせた新たなイノベーション創出を支援する「科学技術イノベーションによる地域社会解決」（以下、「本事業」という。）を実施することとし、ニーズプル型のイノベーション活動の振興により社会的価値を創造し、

地方創生と持続可能な地域社会の実現を推進します。

※1 Actors-Based-Community（実際に活動する主体を基礎とするコミュニティ）の略

II. 申請主体等

地域の特徴や強みを活用し、多様なステークホルダーの連携による科学技術イノベーションを通じた地域社会の変革につながる取組を推進していくためには、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する地方公共団体の役割が非常に大きいと考えています。また、事業推進に当たっては、課題解決に必要なリソースの収集と活用、検証フィールドの存在が必要不可欠であることから、本事業では、申請主体等は以下のとおりとします。

1. 申請主体

本事業への申請は、以下のいずれかにより行うこととします。

- (1) 地方公共団体（都道府県、市区町村）*（複数の地方公共団体による申請も可能）*
- (2) 地方公共団体（都道府県、市区町村）及び大学等^{※2}の連名 *（複数の地方公共団体や複数の大学等による申請も可能）*

※2 大学等について

ここでいう「大学等」とは、国公立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、公的研究機関（独立行政法人、国立研究開発法人、地方独立行政法人等）、または地方公共団体等が設立・運営に深く関与する法人であって、公益性の認められるものを指します。

上記（2）について、大学等が申請主体となるのは、組織として事業運営を支援する場合（例：本事業の活動全体を運営サポートする組織の設置やスタッフの雇用・配置等）に限ります。単に大学等に所属する者が研究シーズの提供者として本事業に参画する場合は、これに当てはまりません。

2. 補助対象機関

1. の申請主体に限らず、本事業に参画する者が所属する地方公共団体（都道府県、市区町村）、大学等とします。

ただし、1 申請あたり 2 機関を上限とします。

Ⅲ. 支援対象内容

本事業では、地域のポテンシャルを生かした目指すべき将来像である「未来ビジョン」の実現に向け、地域住民の生活の質の向上や地域社会の変革（社会的価値）につながる科学技術イノベーションを活用した課題解決を推進する以下の取組について支援します。

1. リージョナルデザインチームの活動

以下に述べる2～4の地域の科学技術イノベーション活動を実施するに当たって、その推進の核となるチーム（以下、「リージョナルデザインチーム」という。）による様々な活動を支援します。

「リージョナルデザインチーム」は、本事業の活動の中心となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へつなげていくプロセスをリードするほか、必要な人材の確保や複数の課題解決に向けた検証チーム間の連携・調整、参画する多様なステークホルダーの巻き込みや関係構築など、取組のハブとして様々な役割が求められます。

また、本事業においては、持続可能な地域社会実現の観点から、地域の将来を担う若者（中高生、大学生等）の巻き込みが重要であり、人材育成の要素を含めた基盤（仕組み）を構築することが必要です。

したがって、「リージョナルデザインチーム」の構成員には、上述の事業の運営に加えて基盤（仕組み）の構築も含めた活動全体を、熱意を持ってマネジメントすることが求められます。

2. 未来ビジョンの設定

「リージョナルデザインチーム」が多様なステークホルダーを巻き込み、地域のポテンシャルやニーズに基づく「未来ビジョン」を設定するための活動を支援します。

地域の社会、経済、歴史、文化、風土、蓄積された知識、技術、ノウハウ、住民ニーズといった地域の特色や置かれている現状を踏まえつつ、将来（概ね10年後）、どのような地域の姿を目指すのかという「未来ビジョン」や当該ビジョンを達成することでどういった価値や恩恵を地域が享受したいと考えているのかなどについて、多様な業種、分野、年齢層のステークホルダーの参画のもと検討、設定することとします。

なお、複数の「未来ビジョン」を設定することも可能です。

3. 課題の設定

「未来ビジョン」の実現に向け、障壁になっている社会課題、及びその解決につながる手段（技術やアイデア）を明確化するための活動を支援します。

解決手段の明確化に当たっては、特定の技術を前提とすることのないよう、一部の大学だけではなく、公的研究機関や民間事業者など多様なステークホルダーの参画のもとで、社会課題の解決に適切な解決手段を検討するように心掛けてください。

また、解決手段に付随する規制、社会制度上の課題、倫理的問題といった課題も併せて認識するために、自然科学のみならず人文・社会科学の研究者や専門家等も交えた検討を行うことが求められます。

4. 仮説の構築・検証

地域の実社会をフィールドとして活用する本格的な実証・実装を見据えつつ、3.で明確化した社会課題の解決手段として適切と考えられる研究シーズ^{※3}と当該シーズを持つ研究者や技術者等をマッチングさせます（仮説の構築）。その上で、マッチングさせた当該研究シーズの妥当性や実現可能性を、実験室レベルでの試験研究を通じて検証することとします。

仮説の構築・検証に当たっては、大学等の研究シーズだけではなく、民間事業者の持つ技術を研究シーズとして活用することも可能とします。

なお、この際、将来、その技術が実装されることを想定し、研究シーズそのものが抱える技術課題のみならず、技術を社会に適用するに当たっての課題（規制、社会制度上の課題、倫理的問題等）についても、適切な人材を参画させた上で、多角的な視点から、構築した仮説について検証することとします。

※3 研究シーズについて

- ✓ 最先端の技術である必要はなく、地域の課題解決に適切な地域内外の研究シーズや技術を選択してください。
- ✓ 研究シーズとして民間事業者の技術を採用することは可能ですが、最低1つは大学等の研究シーズを採用してください。
- ✓ 事業を進めていく過程で、研究シーズを変更することも可能です。

以下の5及び6の内容については、本事業における支援対象内容ではありません。なお、本事業が1年間にとどまらない継続的な支援へと発展した場合には、5及び6の内容についても今後、補助対象となります。ただし、予算の状況によっては、変更する場合があります。

5. 仮説の実証・実装

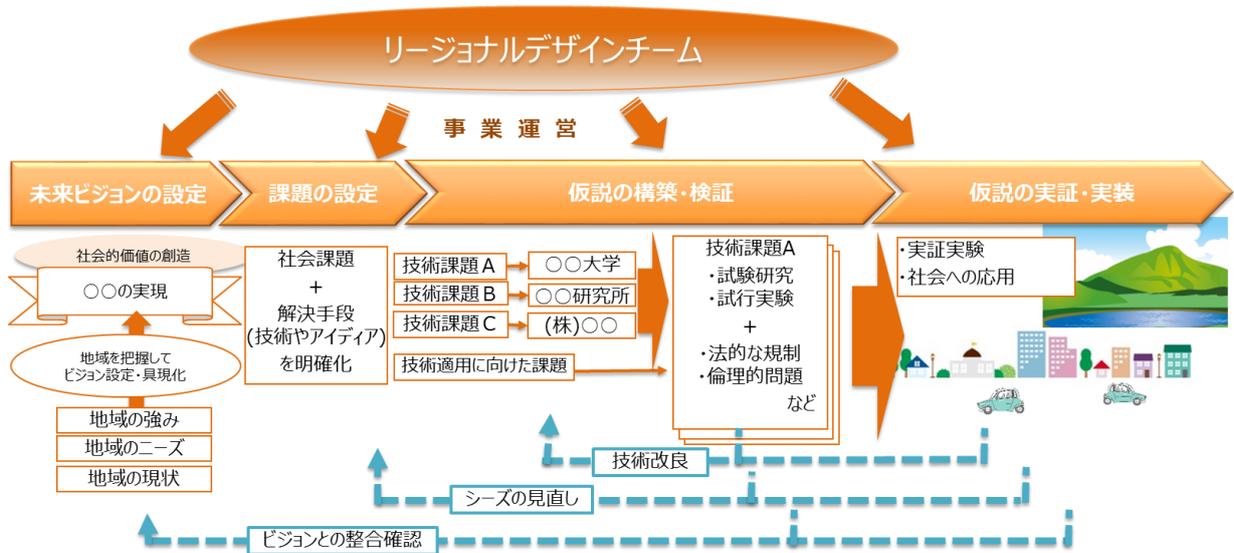
4. で検証された仮説を地域社会の実証フィールドに対して、実際に実証・実装します。その際、地域内外の様々な関係機関（地方公共団体、金融機関、民間事業者等）からの国費と同等規模のリソース導入を前提とした実証や実装の取組が行われるものとしています。

6. 新たな課題への対応

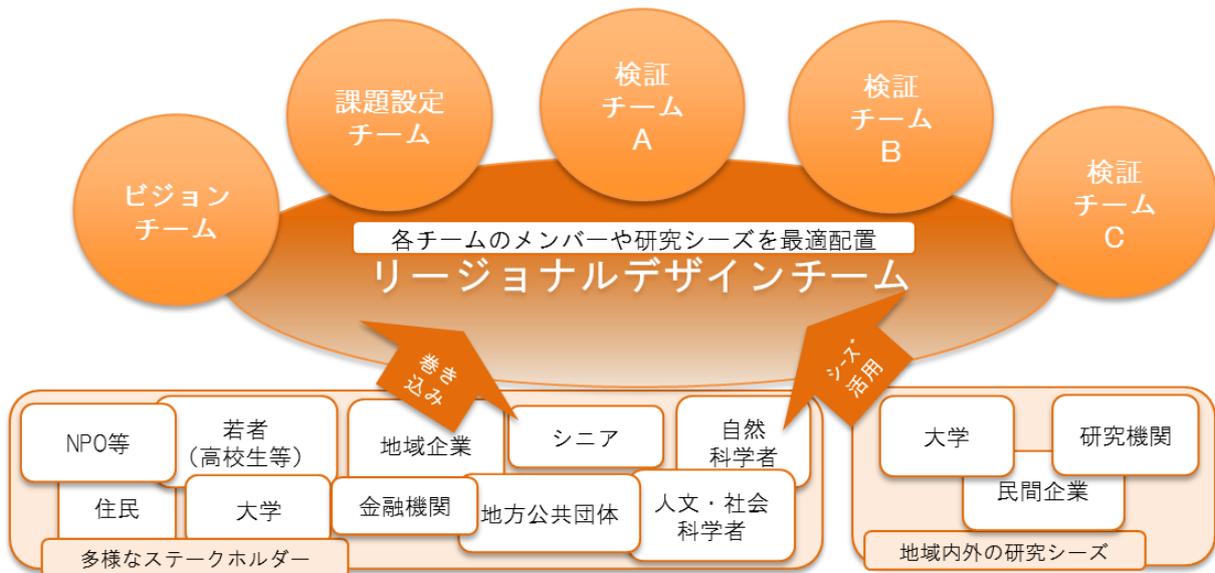
5. の結果について評価を行った上で、技術改良や適用する技術の見直しが必要な場合には、「3. 課題の設定」や「4. 仮説の構築・検証」に戻り、改めて「5. 仮説の実証・実装」へとつなげる、科学技術イノベーションを活用した課題解決のための一連のサイクルを回すこととします。

また、5. で実証・実装した結果、他地域への横展開を実施することとなった場合には、「5. 仮説の実証・実装」と同等とみなし、横展開のための必要経費については、国費と同等規模のリソース導入を前提として行うこととします（Ⅷ 3. 参照）。

【事業イメージ】



【リージョナルデザインチームのイメージ】



「リージョナルデザインチーム」とは、事業推進の中核となり、多様なステークホルダーの巻き込みや技術課題解決のための研究シーズの探索などを行います。地域の「未来ビジョン」づくりから課題設定、仮説の構築・検証、社会実証・実装に向けた取組のために必要なリソース（人材、研究シーズ等）を最適配置しながら、ビジョン実現に向けた様々な活動を主導する役割を担います。

チームのリーダーとして本事業を先導していく「統括プランナー」を置いていただきますが、「統括プランナー」以外のメンバー構成や役割分担などについては、各地域に委ねます。

IV. 申請内容及び提出書類

1. 申請内容

(1) 事業推進体制

- ① 想定する「リージョナルデザインチーム」の構成及び位置づけ
- ② 「リージョナルデザインチーム」を構成する主要メンバーの役割の想定
- ③ 「リージョナルデザインチーム」を構成する主要メンバー及びチームのリーダーとしての「統括プランナー」の適性（特に、「統括プランナー」の適性については、実績等も含め詳細に記載してください。）
- ④ 申請主体の組織としての役割
- ⑤ 想定される地域内外のステークホルダーと期待する役割

(2) 取組内容とゴール

- ① 本事業で取り組もうとしている内容と科学技術イノベーションとの関連性
- ② 申請する地方公共団体における総合計画や長期ビジョンとの関連性
- ③ 10年後に地域が享受することを期待する価値や恩恵（ゴール）

(3) 実施計画

- ① 「未来ビジョン」の設定方法と課題の洗い出しの方法
- ② 技術課題に対応する研究シーズの探索・選定方法（想定される技術課題と対応する研究シーズがある場合は、併せてそれらも記載してください。その際には、それらを選定した背景や経緯についても簡単に記載してください。）
- ③ 10年後を見据えた展望や、国内外の他地域への横展開の可能性、自律的好循環の見通し

(4) 他府省庁との連携

- ① 関連する他府省庁等の事業への応募・採択状況
- ② SDGs（国連が提唱する持続可能な開発目標）との連携（関連ゴールの番号と目標を記載してください。）

2. 提出書類

- (1) 申請基本情報資料・・・(様式1-1～1-3)
- (2) 事業概要資料・・・(様式2-1, 2-2)
- (3) 事業概要資料別添・・・(Microsoft Power Point、A4、横1枚)

※(2) 事業概要資料の内容をパワーポイント1枚で示してください。なお、本資料は、採択された際に公表される場合があります。

(4) 事業費内訳書・・・(様式3)

(5) スケジュール・・・(様式4)

なお、提出書類の具体的な記載内容及び記載方法については、各様式に記載した留意事項や記載例を参考としてください。

書類審査を通過した地域においては、ヒアリング審査用のプレゼンテーション資料 (Microsoft Power Point) を別途提出していただきますので、予めご承知おきください。
なお、資料は、審査委員から提示された質問等に対する回答を中心に作成していただくことを想定しています。

V. 支援期間

支援期間は、交付決定の日から 2020 年 3 月 31 日までとします。

VI. 公募期間等スケジュール

本事業の公募申請の期間、及び今後のスケジュールについては以下のとおりです。

公募に向けた事業説明会	2019年4月24日(水)14時00分～15時30分
募集開始	2019年4月24日(水)14時00分
募集締切	2019年6月7日(金)12時00分
審査	2019年6月～7月(予定)
審査結果発表	2019年7月下旬(予定)
事業開始	2019年9月上旬(予定)

VII. 審査方法・審査の観点

1. 審査方法

有識者により構成される審査委員会を設置し、書面審査を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、「統括プランナー」を中心とする「リージョナルデザインチーム」の構成員等に対するヒアリングを東京で実施(7月5日を予定)し、採択地域を選定します。

また、選定結果の通知は、7月下旬に行う予定です。

2. 審査の観点

以下の各項目を総合的に勘案し、本事業による支援の妥当性を判断します。審査においては、「リージョナルデザインチーム」が中核となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へとつなげていくという本事業の趣旨から、(1)を重視し、(1)の中でも特に、「統括プランナー」の熱意を含めた適性・能力を重点的に審査します。

(1) 事業推進体制

本事業を推進していく上で、必要な役割や適性を持ったメンバーによる「リージョナルデザインチーム」が構築されているか、「統括プランナー」は当該チームを熱意を持って、引っ張っていくことのできる適性（実績等を含む）があるか、地域内外から必要なステークホルダーの巻き込みが想定されているかなど、本事業を運営していくことのできる体制となっているかについて総合的に判断します。

(2) 取組内容とゴール

本事業において取り組もうとしている内容が、地域の特徴（社会、歴史、産業、文化、風土、長年培ってきた技術や知識等）をよく踏まえたものとなっているか、また、本事業を通じて概ね10年後に当該地域が享受することを期待する価値や恩恵が想定されているかなど、本事業に取り組むに当たっての取組内容とゴールが適切に設定されているか、また、取組内容と科学技術イノベーションとの関連性があるかについて総合的に判断します。

(3) 実施計画

本事業での「未来ビジョン」の設定や当該ビジョンから課題を洗い出していく上で、地域内外から多様な業種（民間事業者、金融機関、NPO法人等）、分野（人文・社会科学、自然科学）、年齢層（中高生、大学生、シニア等）を巻き込みながらの取組が期待されるか、また、課題解決のために想定される研究シーズが適切かつ効果的なものか（研究シーズありきの提案となっていないか）、そして、概ね10年後も自律的に活動を継続できる計画・仕組みとなっているか、国内外への横展開が意識されているかなど、本事業を実施していくに当たっての計画やプロセスが妥当なものかについて総合的に判断します。

(4) 他府省庁等との連携

関連する他府省庁等の事業への応募・採択状況について確認します。またSDGsのゴールやターゲットとの関連について確認します。

審査の運用に係るその他の留意事項については、審査委員会が決定する審査実施に係る要綱等に定めます。

VIII. 補助内容・地域負担

1. 支援規模

本公募においては、数件を採択予定としています。また、本事業における1地域当たりの補助金交付額は、2,000万円を上限とし、予算の範囲内とします。

なお、本事業が1年間にとどまらない継続的な支援へと発展した場合には、1地域当たりの補助金交付額の上限は変更されます。ただし、予算の状況によっては、変更する場合があります。

2. 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、各支援対象内容を実施するための以下の経費とします。

(1) リージョナルデザインチームの活動

① 人件費

「リージョナルデザインチーム」の活動を遂行する人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

「リージョナルデザインチーム」の活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

(2) 未来ビジョンの設定

① 人件費

「未来ビジョン」を設定するに当たって必要な人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

「未来ビジョン」を設定するに当たっての活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

(3) 課題の設定

① 人件費

「未来ビジョン」の実現に向け、障壁になっている課題を洗い出すに当たって必要な人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

課題を設定するに当たっての活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

(4) 仮説の構築・検証

① 人件費

課題の解決に向けた仮説を構築し、検証する活動を行うに当たって必要な人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

仮説の構築や検証を行うに当たっての活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

③ 設備備品費

仮説の構築や検証を行うため、研究室レベルの試験研究等に必要な設備備品を購入するための経費

以下の(5)及び(6)については、本事業における補助対象ではありません。本事業が1年間にとどまらない継続的な支援へと発展した場合には、(5)及び(6)の内容についても補助対象となります。ただし、予算の状況によっては、変更する場合があります。

(5) 仮説の実証・実装

① 人件費

仮説の実証・実装を実施するに当たって必要な人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

仮説の実証・実装を行うに当たっての活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

③ 設備備品費

地域社会を実証フィールドとして活用する本格的な仮説の実証・実装を行うために必要な設備備品を購入するための経費

(6) 新たな課題への対応

① 人件費

新たな課題への対応を行うに当たって必要な人材や、当該人材をサポートする支援スタッフ等の人件費

② 事業実施費

新たな課題を対応するに当たっての活動経費であって、消耗品、旅費等の業

務遂行に必要となる経費

- ※ 以下の経費などは、本事業の補助対象経費として計上できません。
 - ✓ 建物等施設の建設、改修、不動産の取得等の経費
 - ✓ 機関として通常備えるべき什器類等の物品費（ただし、補助事業の実施に必要不可欠であり、本補助事業のみに使用する場合を除く。）
 - ✓ 本事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ✓ その他本事業に関係のない経費 等

3. 地域負担

本事業では、原則、地域負担は求めませんが、「未来ビジョン」の実現に向け、イノベーション活動を通じて創造的に課題解決を試行し、社会的価値の創出に資する取組を地域において自主的に展開していくためには、地域全体を巻き込み、波及させていく必要があります。

こうしたことを見据えて、積極的に外部資金、技術、人材を受け入れ、持続可能な基盤づくりを試みてください。

なお、本事業が1年間にとどまらない継続的な支援へと発展し、Ⅲ.支援対象内容の「5. 仮説の実証・実装」を行うこととなった場合には、地域内外の関係機関から国費と同等規模のリソース（地域負担）を支出していただくことを予定しています。

地域負担に算入できる経費（例）	
・「リージョナルデザインチーム」の人件費その他必要な経費	
・公設試等の自治体の施設・設備の利用等に係る経費	
・仮説の実証・実装に係る研究開発費及びそれに従事する者の人件費	
・民間事業者の施設・設備の利用等に係る経費	
・取組の進捗に応じて金融機関から拠出される資金	等

- ※以下の経費は地域負担に算入することが出来ません。
 - ・既に公費等で給与等を支払われている者の人件費
 - ・関連施設の建設等に係る経費

Ⅸ. 評価

支援期間終了前に、有識者により構成される評価委員会を設置し、当該委員会において、以下の項目について総合的に確認し、本事業における取組に対する評価を実施します。

(1) 基盤（仕組み）の構築状況

- ① 「リージョナルデザインチーム」の運営体制
- ② 地域内外の多様な業種、分野、年齢層のステークホルダーの巻き込み
- ③ 「リージョナルデザインチーム」の熱意や機動力
- ④ 「リージョナルデザインチーム」の魅力・持続可能性(多くの人を惹きつけ、主体的に多様な人材が自然と集まってくる場となりつつあるか)

(2) 事業の進捗状況等

- ① 「未来ビジョン」の設定状況
- ② 課題の設定状況
- ③ 仮説の構築・検証状況
- ④ Ⅲ. 支援対象内容の「5. 仮説の実証・実装」及び「6. 新たな課題への対応」で取り組む内容及びその計画の妥当性

評価の運用に係るその他の留意事項については、評価委員会が決定する評価実施に係る要綱等に定めます。

なお、事業実施期間中に、文部科学省や外部有識者等が活動状況を確認するため、活動現場において、数回のモニタリング（現地調査や会議参加等）を実施することとします。モニタリング結果については、評価時の参考とします。

なお、本事業が1年間だけにとどまらない継続的な支援へと発展した場合、各採択地域の継続支援の可否については、本評価を基に決定します。

また、継続的な支援へと発展した場合には、その途中において中間評価を、最終的な支援終了時において、終了評価を実施するものとします。中間評価の結果に応じて計画の変更、取組の中止等の見直しを行うものとします。さらに、中間評価の結果は、その翌年以降の予算配分の参考とします。

ただし、予算の状況によっては、変更する場合があります。

X. 申請方法

提出書類（Ⅳ.2. 参照）の電子データをメール等にて提出してください。

電子データの容量が大きいなどの理由により電子メールでの送付が困難な場合は、事前に問い合わせ先（Ⅺ. 参照）へご連絡願います。

メールで提出するほか、データを収納した DVD 等の電子記録媒体を提出頂くことも可能です。

XI. 補助金交付等の手続きについて

本公募申請における採択地域の補助対象機関への補助金交付等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」（平成 22 年 2 月 1 日文部科学大臣決定）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」（平成 22 年 2 月 1 日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定）に基づき行います。

XII. 問い合わせ先

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 地域支援室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

中央合同庁舎 7 号館東館 15 階

電話：03-6734-4168（平日の 9 時 30 分から 18 時 15 分まで）

E-mail：region-design-i@mext.go.jp

※本事業に関する質問・面談について

- ✓ 事業説明会（4 月 24 日）以降、公募締切二週間前の 5 月 24 日まで、審査に直接影響するような申請書の記載内容等の確認を除く、事業の趣旨等についての質問をメールにて受け付けます。上述の問い合わせ先まで送付ください。公募期間中に受け付けた質問に対する回答は、ホームページにて掲載しますので、適宜ご確認ください。なお、電話や個別面談といった、メール以外による質問や相談等は一切受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ✓ 5 月 24 日以降、また審査期間中は、一切の質問や相談等を受け付けませんので、ご了承ください。